

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ (国民健康保険・後期高齢者医療関係)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少するなどの影響を受けた方に対する減免等の制度を実施しています。該当すると思われる方やご不明な点がある方は、お問い合わせください。

◎保険税等の減免【国民健康保険・後期高齢者医療】

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯の方等の保険税等を減免します。申請期限が迫っていますので、お早めに手続きをしてください。

○対象となる世帯及び減免額

- 1 令和3年度中に主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 全部
- 2 主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等の減少が見込まれる世帯のうち、次の要件(1)～要件(3)の全てに該当する世帯の方
⇒ 全部、または一部(減免割合は合計所得金額により異なります)
要件(1) 令和3年中の事業収入等のいずれかが令和2年中と比べて30%以上減少する見込みであること
要件(2) 令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下であること
要件(3) 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること

○対象となる国民健康保険税、及び後期高齢者医療保険料

納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までのもの

○申請期限

令和4年3月31日(木)【国民健康保険税】

令和4年5月31日(火)【後期高齢者医療保険料】

◎傷病手当金の支給【国民健康保険・後期高齢者医療】

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症の影響で労務に服することができず、給与等の支払いを受けることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

○対象者

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、所得税法上の給与等の支払いを受けている方

○支給要件

対象者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染疑いによる療養^(注1)のため、連続して4日以上仕事を休み、給与等の全部、または一部を受けることができなかった場合

(注1)濃厚接触の疑いで仕事を休まれた場合は、発熱等の症状が無ければ、支給要件に当てはまりません。

○適用期間

令和2年1月1日から令和4年3月31日まで^(注2)の間で、療養のため労務に服することができなかった期間

(注2)今後、適用期間が延長となる場合があります。

○申請期限

労務に服することができなかった日の翌日から2年を経過する日まで

問合先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555

虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子育て支援課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(社会福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX番号 443・3555(共通)